

生活における様々なトラブルを 24時間・365日サポート

# mini mini

## 入居安心サービス

水廻りのトラブルサポート

鍵のトラブルサポート

ガラスのトラブルサポート

在宅確認サービス

ガスのトラブルサポート

電気のトラブルサポート

健康・医療の相談サービス



7つの安心で快適生活をサポート



# 7つの安心で 快適生活をサポートします!

日常生活で起きる設備のトラブルは、自分ではなかなか解決出来ないものです。このような事態に備え、万一の際の対策を講じておきましょう。

専用コールセンターにて、住居内の緊急トラブルを  
**24時間 365日サポート!!**

入会費2年間(2年ごと更新)

**16,500円** (税込)

※パンフレットに記載している金額はすべて税込表示となっております。

24時間  
対応致します



## ▶ 駆けつけサービス

トイレの詰まり・鍵の紛失・ガラスの破損などのトラブルはお任せ下さい。駆けつけます!

### 水廻りの トラブルサポート

24時間緊急サポート

緊急を要する「水漏れ」「排水のつまり」等の必要に応じた手配を行います。



- ▶ 蛇口からの水漏れが止まらない
- ▶ トイレの水が止まらない
- ▶ 浴室の排水が詰ってしまった

### 鍵の トラブルサポート

24時間緊急サポート

玄関や室内ドア(トイレ・浴室・部屋)の鍵のトラブルをサポートします。



※開錠依頼時は、氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付きの公的身分証明書の提示が必要です。

- ▶ 鍵を紛失して家に入れない
- ▶ シリンダー内で鍵が折れてしまった
- ▶ 専有部内の鍵の故障で閉じ込められてしまった

### ガラスの トラブルサポート

24時間緊急サポート

住居内のガラスが割れてしまった時の緊急対応、交換作業を行います。



- ▶ 泥棒の侵入でガラスが割られた
- ▶ 子供が誤ってガラスを割ってしまった
- ▶ 自然災害でガラスが割れてしまった

## ▶ 在宅確認サービス

### 万が一のための 在宅確認サービス

24時間緊急サポート



建物までかけつけ、状況を確認します。

- ▶ 一人暮らしのお子様と連絡がとれない
- ▶ 仕事があって、すぐに見に行く事ができない

## ▶ 電話相談サービス

### ガスの トラブルサポート

24時間緊急サポート

ガスに関する緊急トラブルをサポートします。



- ▶ 急にお湯が出なくなった
- ▶ ガス給湯器から水漏れがしている
- ▶ ガスコンロが点火しない

### 電気の トラブルサポート

24時間緊急サポート

電気設備の緊急トラブルをサポートします。



- ▶ 急に自室内が停電になってしまった
- ▶ すぐに安全ブレーカーが落ちてしまう

### 健康・医療の 相談サービス

24時間緊急サポート

看護師等の専門スタッフがアドバイスします。



- ▶ 心理相談  
ストレスが原因で精神的にまいっている...など
- ▶ 健康相談  
不意のケガや病気の応急手当の仕方...など
- ▶ 医療機関のご案内など

項目	トラブル内容(トラブル例)	非会員作業費 <sup>※1</sup>	会員作業費 <sup>※2</sup>
水廻り	トイレを詰まらせてしまった。	約 12,100円～ (出張料・技術料込み)	0円
	トイレタンクの故障。	約 12,100円～ (出張料・技術料込み)	
	洗濯機の排水口から水が溢れた。	約 8,800円～ (出張料・技術料込み)	
鍵	シリンダーの中で鍵が折れてしまった。	約 16,500円～ (出張料・技術料込み)	別途必要
	鍵を無くしてしまい、家に入れない。	約 16,500円～ (出張料・技術料込み)	
ガラス	家具の移動中にガラスを割ってしまった。	約 25,300円～ (出張料・技術料込み)	別途必要
在宅確認	一人暮らしのお子様と連絡がとれない。	1回目 …… 無料	3,300円(税込) <small>※1箇所についての価格となります。</small>
	仕事があって、すぐに見に行く事ができない。	2回目以降(1回につき) ……	

※1 非会員料金は、参考価格となります。  
 ※2 部品が必要な場合は別途部品代が必要となります。  
 ※60分を超える作業の場合、10分毎に1,100円(税込)の作業料金が掛かります。  
 ※特殊作業の場合、別途費用が必要な場合があります。  
 ※詳細は、裏面の規約をご参照下さい。

## バックアップサービス — 賃貸借入居見舞金制度 —

※警察の被害届が必要となります。  
 ※ミニミニグループ内での再入居が条件となります。  
 ※裏面の規約をご参照下さい。

万が一、住居内で泥棒・ストーカーの被害に遭われて住み替えをされる場合

再入居費用の一部負担金として  
お見舞金のお支払いまでの流れ

**最大10万円まで補償いたします。**

事故発生!

フリーコールまで連絡

最寄りの警察へ被害届申請

最寄りの警察より申請受理番号を発行

事務局にて転居費用支払の手続きやセキュリティ商品の施工手配

転居費用の支払やセキュリティ商品の送付



■軽微な問題や入居者でも簡単に処置が行える場合は、解決のアドバイスによる対応を致します。 ■即日復旧出来ない場合は、後日対応となります。

**mini mini**  
入居安心サービス

にご加入頂いた入居者様に  
会員カードをお渡し致します。

くわしくはスタッフまでお気軽におたずね下さい。

■鍵の開錠はお客様の立会いと本人確認のために資料の提示が必要です。  
 ■事務所・店舗部分、マンションの共用部分および公的部分、屋外のトラブルは、サービス対象外となります。  
 ■費用が必要な場合(部品代・特殊作業費等)の精算は現地精算となります。

# 規約は必ずお読みください。

## ミニミニ入居安心サービス規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (規約)

1. この規約は、株式会社ミニミニクローン中部 (以下「当社」といいます) が提供する「ミニミニ入居安心サービス (以下「サービス」といいます) を、第2条所定の加入者が利用するにあたって適用されます。

2. 当社は、運営上必要と判断した場合、加入者の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の規約によりります。

3. 当社は、株式会社ミニミニ・株式会社ミニミニ岐阜・株式会社ミニミニ静岡・株式会社ミニミニ近畿 (以下「ミニミニ各社」といいます) に、店頭窓口における加入受付代行及び集金業務を委託します。

#### 第2条 (加入者)

1. 加入者とは、株式会社ミニミニ各社の仲介による賃貸契約後、サービスの加入手続きを完了し、かつ当社がサービスの加入を認めたい者をいいます。

2. 加入者は、加入した時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

#### 第3条 (加入費)

加入者はサービスを利用するにあたり、所定の加入費を支払うものとし、また、支払済の加入費は、脱退、加入資格の取消、その他理由のいかを問わず、返金しないものとします。

#### 第4条 (会員カード)

1. 当社は、加入者へ会員カードを発行します。

2. サービスを利用する場合、原則として会員カードの提示が必要となります。

3. 会員カードは、加入者本人または加入申込書に記載された同居家族のみが使用できるものとし、第三者に使用させることはできません。また、加入者の現在の住所が借出済住所と異なる場合には使用することはできません。

4. 加入者は、会員カードを紛失した場合、速やかに所定の方法で当社に届出するものとし、

5. 前項届出が無かったことで加入者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第5条 (有効期限と更新)

1. サービスの有効期限は、会員カード及び加入申込書に記載された契約始期日から2年間とし、更新後も有効期限は2年間とし、

2. 加入者がサービスを更新しようとする場合、有効期限満了の1ヶ月前までに、2年分の加入費16,500円 (税込) を当社指定の方法で支払うものとし、

3. サービスは上記更新されたその期間中においても同一の内容の効力が存続するものとし、以後も同様とします。

#### 第6条 (変更の届出)

1. 加入者は、住所、連絡先等、当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で当社へ変更の届出をすることをし、

2. 前項届出が無かったことで加入者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第7条 (加入資格の取消)

1. 加入者の都合によりサービスを脱退する時は、当社宛にその旨の届出を行うものとします。

2. 加入者が以下のいずれかに該当した場合は、加入者としての資格を喪失するものとし、当社が即時にサービスの提供を停止いたします。また、資格を喪失した者は、会員カードを速やかに当社に返却するものとし、この場合、当社は加入費の払い戻しは行いません。

① 加入時に虚偽の申告をした場合

② 本規約のいずれかに違反した場合

③ 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合

④ 当社及び当社と業務提携契約を締結した会社 (以下「指定協力会社」といいます) に悪い迷惑や損害を与えた場合

⑤ 脱退を申し出た場合

⑥ 加入費を期日までに納入しなかった場合

⑦ その他、当社及び指定協力会社が加入者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

⑧ サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

⑨ サービス利用時において、当社及び指定協力会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻りに掛ける等の行為を行い、当社及び指定協力会社の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合

⑩ 加入者の対応、態度、行動等から判断し、当社及び指定協力会社が適正にサービスを提供することが困難であると判断した場合

⑪ 加入者にサービスを提供する際に、当社及び指定協力会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合

#### 第8条 (個人情報)

1. 当社本事業の運営において知り得た加入者等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

① 加入者より依頼を受けた各種サービスを提供するため

② 加入者に対して各種営業情報及び販促品を提供するため

2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても加入者等の個人情報を利用し、第三者に提供する場合があります。

① 加入者が同意している場合

② 個人情報保護法及びその他法令により必要と判断された場合

3. 当社は、本条第1項の目的のため、加入者等の個人情報を指定協力会社等と共同で利用する場合があります。

#### 第9条 (譲渡禁止等)

加入者は、サービス加入者としての権利を第三者に譲渡したり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

#### 第10条 (免責)

1. 当社及び指定協力会社はサービスの利用により加入者または第三者に生じた損害 (他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます) 及びサービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任を負わないものとします。

2. 加入申込書に記載された同居家族が、当社及び指定協力会社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社及び指定協力会社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

3. 当社及び指定協力会社は、下記等その他やむを得ない理由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

① 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合

② サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

③ サービス利用時において、当社及び指定協力会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻りに掛ける等の行為を行い、当社及び指定協力会社の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合

④ 加入者の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると判断した場合

⑤ サービスを行う際に、当社及び指定協力会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合

⑥ 天変地変等の災害で対象物件への到着が困難であると判断した場合

⑦ 加入者の住所が難易、島嶼及びサービス提供が困難な山間部に変更になった場合

⑧ その他、当社及び指定協力会社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

#### 第11条 (その他)

在宅確認サービスについては1回目は無料、2回目より使用ごとに3,300円 (税込) が依頼者様ご負担となります。

## 第2章 鍵・ガス・水まわりのトラブルサービス

#### 第12条 (内容)

1. 加入者から専用フリーコールにて問い合わせがあった事項に関して、トラブル解決に向けたサービスとして、下記の情報提供を行います。

① トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内

② その他、トラブル解決のために必要な情報

2. 当社及び指定協力会社は、加入者に対して、居室内の緊急性を有する場合に、鍵・ガス・水まわり・在宅確認のトラブルサービスを行います。ただし、以下の条件の場合、サービス対象から除外します。

① 会員カード・免許証等の身分証明書と名義及び住所が賃貸物件の借入人名義及び住所と一致しない場合

② 店舗・会社事務所等、住宅物件とは異なる場合

③ 居室外のトラブル

④ 特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合

3. 部品を使用する場合ならびに60分以上の特殊作業が必要となる場合は実費有料となります。

4. 特殊作業内容については当社規定となります。

5. 鍵の開錠につき、ピッキング・サムターン回りの開錠ができず、また破壊開錠を行えないと判断した場合など (夜間につき緊急配電や、破壊による損害が大きい場合等) に、作業をお断りする場合があります。鍵の交換を行った場合は、速やかに

加入者より管理会社または物件所有者に申し出るものとし、鍵の開錠につき、加入者本人の確認書類の提示がない場合、警察の立会いの元での作業、もしくは開錠作業をお断りする場合があります。

6. 入居後一ヶ月以内を目安に入居当初からの故障については、修理費・部品代が費用負担となる場合があるが、加入者がなるべく不必要な費用負担を負わない様子を、加入者より管理会社または物件所有者に修理を依頼していただく場合があります。

#### 第13条 (免責)

鍵・水まわり・ガス・在宅確認のトラブルサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

① 加入者本人または加入者申込書に記載された同居家族以外の依頼

② 災害・天災・暴動等に起因する依頼

③ 鍵の開錠の場合に加入者本人の立会いがない場合

④ 在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合

⑤ 在宅確認に関して、玄関前以外の対応を希望する場合

⑥ 在宅確認に関して、1親等内の親族以外からの依頼

⑦ 鍵・水まわり・ガス・在宅確認のトラブルサービスとは異なるトラブルのサポート依頼

⑧ 加入者の賃貸物件に係る賃貸部分以外に関するサービスの依頼

## 第3章 相談サービス

#### 第14条 (目的)

相談サービスは、加入者の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介等、加入者に対し、情報の提供を行うことで、加入者のトラブルの解決をサポートするものとします。

#### 第15条 (サービス内容)

1. 加入者から専用フリーコールにて問い合わせがあった事項に関して、以下の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。

(1) トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内

(2) 行政機関関係、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介

(3) その他、トラブル解決のために必要な情報

2. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスは、加入者へ電話にて情報提供を行うサービスです。当サービスは、トラブル解決を訪問して直接加入者へ提供するサービスではありませんのでご了承ください。

3. 健康・医療相談サービスは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等のご相談について保健指導の範囲でのアドバイスや、病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。当該サービスは診察・診療行為ではありませんのでご了承ください。

4. 以下の事項に関しては、相談サービスの対象外となります。

(1) 恋愛・信仰等、精神的な価値観に関する事項

(2) 法令や社会通念に反する事項

(3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

#### 第16条 (利用料金)

1. 加入者は本サービス有効期間内において、第15条所定のサービスを無料で利用することができます。

2. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスの情報提供後、紹介先の業者を通じ発生した修理及びメンテナンス等費用については、当該業者と加入者本人との契約となり、加入者本人のご負担となります。

3. 相談サービスによる情報提供後の以下の費用については、加入者本人の負担となります。

(1) 書類申請等にかかる費用等

(2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等

(3) その他、紛争解決のために発生する費用等

#### 第17条 (免責)

1. 相談サービスにおいて当社及び指定協力会社が利用者へ提供した情報は、加入者がトラブルを解決するための手段であり、加入者に強制するものではなく、情報の利用についての責任は一切は、加入者の自己責任のもと加入者本人に帰属するものとします。

2. 当社及び指定協力会社は、相談サービスにおいて利用者へ提供した情報に基づき加入者または第三者に発生した損害 (他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます) 及びサービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任を負わないものとします。

(本規約は2015年10月1日改訂)

## 賃貸借入居者見舞金補償制度規約

#### 第1条 (補償の概要)

株式会社ミニミニクローン中部 (以下「当社」といいます) はサービスに加入した方 (以下「加入者」といいます) に対して、「賃貸借入居者見舞金補償制度規約」 (以下「本規約」といいます) に定められた補償制度責任期間中、加入者本人が申込書に記載されている施設中の入居住宅専用部分において侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭ってから6ヶ月以内に加入者本人が転居する場合には、その転居費用の一部として見舞金を給付、またはセキュリティ商品の一部費用負担をします。

#### 第2条 (用語の定義)

本補償制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

- ① 「賃貸借入居者 (入居者)」
- (株) ミニミニ各社を仲介として賃貸借契約に基づき居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約者本人。
- ② 「補償制」
- 当社が加入者に提供するサービスで、加入者本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、その転居費用の一部として見舞金を給付、またはセキュリティ商品の一部費用負担をする制度。
- ③ 「入居住宅専用部分」
- (株) ミニミニ各社が仲介する賃貸借契約に基づき加入者本人が居住する物件で、入居者の用に供する部分のうち加入者が内側から完全に施設でき、実際に居住している部分。ベランダ、専用庭は除く。
- ④ 「施設中」
- 入居住宅専用部分の窓、扉、ドア等の開口部をすべて鍵をかけている状態。
- ⑤ 「侵入盗被害」
- 施設中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合、または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。
- ⑥ 「ストーカー被害」
- 加入者がストーカー行為の規則に関する法律 (平成12年法律第81号) 「第二条第一項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求めた旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。
- ⑦ 「見舞金」
- (株) ミニミニ各社が仲介する賃貸借契約にもとづく「再入居費用」または当社の指定協力会社が取り扱う「セキュリティ商品」の一部費用負担。
- ⑧ 「補償制度責任期間」
- 入居者との間で賃貸借契約に付随して補償制度が約定された日 (更新による賃貸借契約日を含みます) からサービスの有効期限まで。

#### 第3条 (顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて)

加入者の個人データを記録した顧客名簿は、当社及び指定協力会社のデータベースにて適正に管理します。また加入者に対する各種サービスの紹介のために、顧客

名簿を指定協力会社等の第三者に通知する場合があります。あらかじめご了承ください。

#### 第4条 (見舞金をお支払いできない場合)

次の各号の事由に該当する場合は、見舞金を給付しません。

① 加入者の故意、重大過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害

② 加入者及び加入者の親族、使用人、同居人または止宿人が自ら、または加担した行為

③ 戦争その他の変乱

④ 地震、噴火、風水災、その他の天災

⑤ 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故

⑥ 上記以外の放射線照射または放射能汚染

⑦ 加入者本人または加入申込書に記載された同居家族以外のものが対象居住内に住宅中の侵入盗被害

⑧ 入居先住宅が施設されていない間の侵入盗被害

⑨ 被害について警察への届出がない場合

⑩ 同一入居先住宅において、補償制度責任期間中2回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害

⑪ 入居等被害が未達であった場合

⑫ 客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できない場合またはその判断が困難な場合

⑬ 被害者が実家や知人宅等の場合

⑭ ストーカー被害がストーカー行為の規制に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合

※但し、ストーカー被害と認められ、相手に警告する事により被害者が更に被害に遭うと警察が判断し、相手に警告できない場合は、その内容を警察に書面でも申し出てから当社に提出し、当社が認める場合は支払うものとする

⑮ 被害届の受理日より6ヶ月以内に転居せず見舞金請求を怠った場合、もしくは「セキュリティ商品」の申請を怠った場合

⑯ 契約始期日以前の事故

#### 第5条 (見舞金請求の受付)

1. 当社は、見舞金請求の受付後、侵入盗被害事故の調査 (本補償制度に関する各種問い合わせを含みます) を行うものとし、加入者は事故発生後、速やかに次の各項目に掲げる事項を当社に報告するものとします。

2. 当社は、加入者から事故報告を受けた場合、以下の事項をご確認させていただきます。

① 住所・氏名・電話番号・性別・会員番号

② 補償制度を約定した日 (賃貸借契約日) ・被害の発生日時と状況

③ 警察への盗難届の有無

3. 見舞金の請求を行うときには、加入者は見舞金請求書に以下の書類を添えて当社に提出しなければなりません。

① 事件、事故を取り扱った警察署が発行する事件、事故受理番号

- ② ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書
- ③ 相手に警告することにより更に被害に遭うと警察が判断し、相手に警告できない場合は、その内容を記した警察が発行した書面
- ④ 当社の定める事故報告書
- ⑤ 侵入盗被害を証明する書類
- ⑥ 転居先の賃貸借契約書 (写)
- ⑦ その他当社が必要と認める書類

#### 第6条 (見舞金の支払)

① 当社及び指定協力会社の調査により、加入者の申告した被害が補償制度の対象となる事故であると判断されたときは、再入居費用の一部として、最大10万円の見舞金を給付します。

2. 加入者は、見舞金を再入居費用として使用せず、最大10万円を当社が取り扱う「セキュリティ商品」の購入費用に充当することができるものとします。

3. 加入者が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度 (株) ミニミニ各社が仲介する物件に入居される場合は、最大10万円の見舞金を給付します。

4. 本規約に定める補償制度に基づく見舞金のお支払いは、補償制度責任期間中に1回で終了しますが、サービスの有効期間内であれば、他のサービスを受けることができます。加入者が本規約に定める補償制度を継続したい場合は、改めてサービスに加入し、加入費を支払う必要があります。

#### 第7条 (入居者への通知)

(株) ミニミニ各社は、賃貸借契約締結時に本規約が記載されたパンフレットを入居者に交付いたします。

#### 第8条 (補償制度の対象範囲)

見舞金の給付は、(株) ミニミニ各社の仲介により再入居する場合、もしくは、再入居を希望しない場合で当社が提供するセキュリティ商品を購入する場合のみに適用されます。

#### 第9条 (他の補償制度との関係)

本補償制度による見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付等は無関係に行うものとします。

(本規約は2014年1月1日改訂)

mini mini 入居安心サービスは、ミニミニ各支店にてお申し込みください!!